

小学校「特別の教科 道徳」使用教科書の採択に関わる
基本方針について

平成30年度から平成31年度までの小学校「特別の教科 道徳」使用教科書の採択に関わる基本方針について、以下の基準に最も適したものを、教科書選定委員会の答申を勘案し、採択するものとする。

なお、採択にあたっては、「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」(平成28年4月13日付け教指学第1201号)及び関連通知に基づき、適正に行うものとする。

- 1 学習指導要領の趣旨に則し、「特別の教科 道徳」の目標の達成に適したものであること。
- 2 京都市の学校教育の基本方針、教育課程の内容、構成、授業時数、編成・実施上の配慮事項等を示した「京都市立小学校教育課程移行措置要領 道徳」に則したものであること。
- 3 京都市が目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」の育成に資するものであること。
- 4 一人一人の子どもの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成に向け、学習活動の充実に寄与するものであること。
- 5 基本的人権の尊重の視点に立ち、人権文化の担い手を育成するとともに、子どもの道徳性を養うものであること。